

技術資料等説明書

平成29年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結（電気通信部門）については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 平成29年 1月27日

2. 協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所長 坂元 浩二
鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合若しくは光通信伝送施設等に被害が発生した場合に、被災施設の早期復旧等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 災害協定対象区間

- 1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災計画書」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。
- 2) 出張所毎の管理区間については、下表のとおりとする。

管轄出張所	河川名・延長	市町村・延長
川内出張所直轄管理区間	川内川本川 26.85 km	薩摩川内市
	八間川 0.6 km	
	隈之城川 2.0 km	
	樋渡川 1.3 km	
	計 30.75 km	
宮之城出張所直轄管理区間	川内川本川 22.25 km	さつま町
	(鶴田ダム管理区間を含まず)	
	計 22.25 km	
菱刈出張所直轄管理区間	川内川本川 35.84 km	伊佐市 湧水町
	羽月川 7.5 km	
	綿打川 0.8 km	
	計 44.14 km	
京町出張所直轄管理区間	川内川本川 16.96 km	えびの市
	長江川 1.6 km	
	計 18.56 km	

(3) 応急復旧の内容

本協定の応急復旧内容は光通信伝送施設（光ケーブル及び光伝送施設等）に関する応急復旧対策とする。

また、川内川河川事務所が主催または、参加する防災訓練等に川内川河川事務所長より参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(4) 基本協定期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 基本協定の締結者の選定

本協定締結者の選定については、提出された技術資料等を元に総合的に評価し、各出張所の直轄区間毎に2者程度を選定する方式である。

(6) 災害時等応急復旧対策の実施方法

基本協定締結後、緊急的に応急復旧対策を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結するものとし、応急復旧対策の実施にあたっては関係法令規則を遵守するものとする。

当該協定に基づき施工受注者等と契約を取り交わす時点において、施工受注者が法定外労働災害補償制度（元請け、下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

なお、法定外災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険はいずれの方式であっても差し支えない。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の応急対策を行わないことを付記する。

(7) 基本協定期間の決定

地理的条件、技術者、資機材の保有状況等を考慮し、3. (5)により選定された協定締結者を各出張所の直轄区間毎に決定するものとする。

4. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っており、かつ平成29年4月1日現在で認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 九州地方整備局の管轄区域の内、鹿児島県内又は宮崎県内に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成14年度以降に元請けとして、屋外に敷設した光ケーブルの施工実績を有すること。

(6) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した通信設備工事のうち平成24年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。

(7) 次に掲げる配置予定（主任）技術者を有すること。

① 建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者であること。

(8) 配置予定（主任）技術者は、主たる勤務地から本協定締結を希望する出張所まで、2時間程度で到着できること。

また、作業員や資機材等の出勤が可能である主たる応急復旧対策基地が、その所在地から本協定締結を希望する出張所まで2時間程度で到着できること。

なお、移動経路については、一般道又は高速道路のどちららを利用してかまわない。

各出張所の所在地については、次のとおりとする。

- ・ 川内川河川事務所 川内出張所 鹿児島県薩摩川内市天辰町814
- ・ 川内川河川事務所 宮之城出張所 鹿児島県薩摩郡さつま町虎居868-1
- ・ 川内川河川事務所 菱刈出張所 鹿児島県伊佐市菱刈川南78-1
- ・ 川内川河川事務所 京町出張所 宮崎県えびの市大字向江1008-9

(9) 光ファイバーケーブル工事技能認定又は光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している作業員を有すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(12) 下記に示す基本主要機材を速やかに調達し、応急復旧対策が出来ること。

基本主要機材： 融着器、パルス試験器、光ロス試験器

但し、接続・試験車が調達出来る場合には、融着器、パルス試験器、光ロス試験器の全てが調達出来るものとみなす。

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価内容

次表の各評価項目について、評価内容に基づき評価する。

評価項目	評価内容	ウエイト
①光ケーブル工事の実績（企業） （様式－２）	（参加資格としての施工実績確認。 光ケーブル工事の施工実績が記載されていないもの又は、施工実績が確認出来ないものについては、欠格とし選定しない。）	
②企業の工事成績	九州地方整備局及び同管内事務所管内における過去４カ年＋当該年度に完成した直轄工事の平均点について評価する。 なお、直轄工事がある場合において、その平均点が６５点未満の場合には、欠格とし選定しない。但し、直轄工事の実績が１件も無い場合においては欠格とはしない。	２０
①応急復旧対策基地の位置 （様式－３）	応急復旧対策基地の位置から本協定締結を希望する出張所までの到達時間に応じて評価する。 なお、配置予定（主任）技術者又は応急復旧対策基地から本協定締結を希望する出張所までの到達時間が、２時間程度を超える場合には、欠格とし選定しない。	２０
②重点的に配慮すべき事項 （様式－４）	応急復旧対策を緊急的に実施する為に、応急復旧要請から応急復旧対策完了までにおける重点的に配慮すべき事項（施工条件、施工体制、施工手順（資材調達、手法、安全対策）、その他有益な事項等）の記載内容について評価する。	２０
③有資格技術者数等 （様式－５）	有資格技術者毎の人数に応じて評価する。 なお、評価する資格は次のとおりとし、光ファイバーケーブル工事技能認定又は光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している作業員を有していない場合には、欠格とし選定しない。 ① 技術士 ② 電気通信主任技術者 ③ 情報配線施工技能検定 ④ 光ファイバーケーブル工事技能認定 ⑤ 光ファイバーケーブル管理技術者認定 ⑥ 監理技術者資格者	２０
⑤資機材等の調達 （様式－６）	調達出来る資機材の種類数と調達能力に応じて評価する。 なお、評価する資機材の種類は、次のとおりとし、融着器、パルス試験器、光ロス試験器が調達出来ない場合、或いは、接続・試験車が調達出来ない場合には、欠格とし選定しない。 ① 高所作業車 ② 建柱車 ③ トラック ④ 接続・試験車 ⑤ 融着器 ⑥ パルス試験器 ⑦ 光ロス試験器 ⑧ 試験用コネクタ ⑨ クロージャ－	１０
⑥災害協定等の締結及び出動実績 （様式－７）	過去４カ年＋当該年度における災害協定等（本協定と目的が同一なもの）の締結実績及び出動実績を評価する。	１０

(2) 決定方式

参加者は、提出された技術資料等を評価基準に従い、総合的に評価し決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 調査課

電話 : 0996-22-3359

FAX : 0996-25-0862

担当 : 調査課 建設専門官 (内線402)

調査課 電気通信係長 (内線282)

7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

- ① 提出期間 : 平成29年1月27日(金)から平成29年2月24日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限るものとし、託送の場合は書留郵便と同等のものに限る。また提出期間内必着とする。但し郵送する際は表封筒に『災害時等基本協定の締結(電気通信部門)』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中』と明記する。)

(2) 申請書は、公告4(2)により入手又は交付された様式により作成すると共に平成29・30年度の通信設備工事に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請受理票等の写しを添付すること。

(3) 資料は、別紙「提出書類作成要領」及び各様式の記載例に従い提出すること。
また、技術資料の記載内容を証明する各種資料等を添付すること。

(4) その他

- ① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 当職は、提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料等に関する問い合わせ先
6. に同じ。

⑥ 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所(建設業法第3条第1項に基づく営業所(本店を除く。))が所在することにより協定締結参加資格を有することとなる本協定参加に該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって本協定締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出するものとする。

ア) 建設業許可申請書の『別紙2(1)』もしくは『別紙2(2)』

イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料(資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し)

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

8. 協定締結参加結果の通知

協定締結参加資格の確認は、申請書及び資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成29年3月9日までに紙により通知する。

9. 協定締結参加結果に対する理由の説明

(1) 協定締結参加結果に対する理由等について、次により説明を求めることができる。

(様式は自由とする。)

- ① 提出期限 : 平成29年3月17日(金) 12時00分。
- ② 提出場所 : 上記6. に同じ。
- ③ 提出方法 : 提出場所に持参するものとする。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、平成29年3月22日(水)までに、説明を求めた者に対し紙により回答する。

10. 技術資料説明書に対する質問

(1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間 : 平成29年1月30日(月)から平成29年2月17日(金)まで。
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所 : 6. に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参することにより提出するものとする。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- ① 期 間 : 平成29年1月30日(月)から平成28年2月24日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ② 場 所 : 6. に同じ。

11. 技術資料の評価

技術資料の評価は、川内川河川事務所の職員が行う。

12. 評価結果の無効

提出した申請書において、虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし決定を取り消す。

13. 再苦情申立て

- ① 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日(休日を含まない。)以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。
- ② 再苦情の審議は、川内川河川事務所において行う。

③ 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口 : 〒895-0072 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

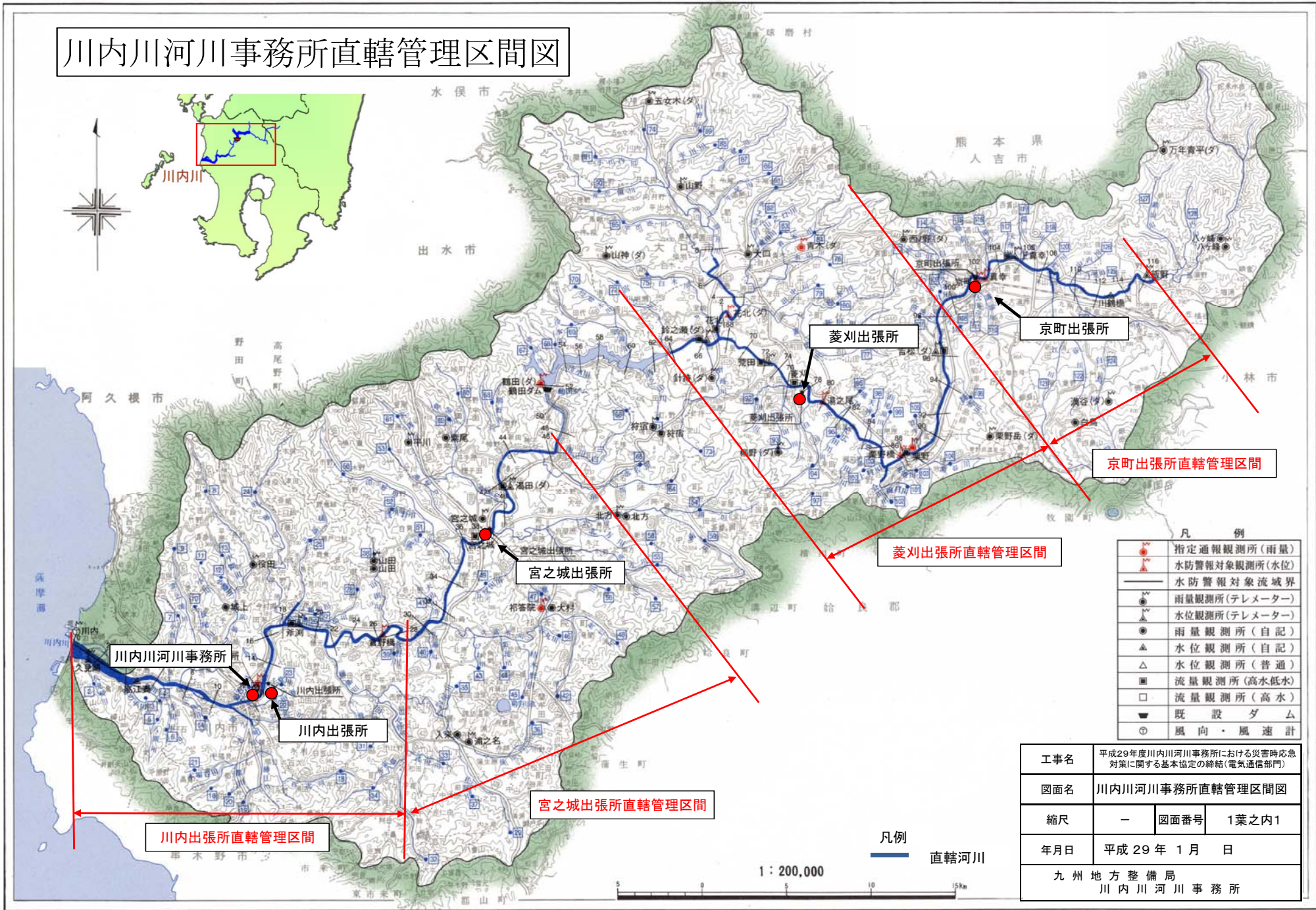
電話 : 0996-22-3272

FAX : 0996-22-6907

担当 : 経理課長 (内線221)

受付時間 : 土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分

川内川河川事務所直轄管理区間図



凡 例

	指定通報観測所(雨量)
	水防警報対象観測所(水位)
	水防警報対象流域界
	雨量観測所(テレメーター)
	水位観測所(テレメーター)
	雨量観測所(自記)
	水位観測所(自記)
	水位観測所(普通)
	流量観測所(高水低水)
	流量観測所(高水)
	既設ダム
	風向・風速計

工事名	平成29年度川内川河川事務所における災害時応急対策に関する基本協定の締結(電気通信部門)		
図面名	川内川河川事務所直轄管理区間図		
縮尺	-	図面番号	1葉之内1
年月日	平成29年1月 日		
九州地方整備局 川内川河川事務所			

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものである。(承認番号)昭和54複製126号

提出書類作成要領

- 本要領は、平成29年度国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結（電気通信部門）に適用する。
- 本要領は、主に協定参加資格確認申請書及び資料等の記載方法を規定しており、本要領に定めのないものは技術資料等説明書のとおりとする。
- 本要領と技術資料等説明書の記載内容に相違がある場合は、技術資料等説明書を正とする。

【提出書類作成上の注意事項】

1. 光ケーブル敷設の実績（様式-2）の記載方法は、次のとおりとする。
 - 1) 平成14年4月1日から提出日迄の間に元請けとして完成した工事を1件以上3件以下で記載すること。
 - 2) CORINSに登録している工事の場合は、CORINS登録番号を記入すること。
 - 3) CORINSに登録されている場合でも登録内容では施工内容が判断出来ない場合、またはCORINSに登録していない場合は、施工内容を判断できる契約図書等（仕様書、図面等を含む）の写しを添付すること。

（施工内容を判断できる契約図書等の写しについては、すべての書類を添付する必要はなく、工事名と施工内容、施工量がわかる契約図書等（契約書、仕様書、図面、最終数量総括表等）の抜粋を添付すること。）
2. 配置予定（主任）技術者及び応急復旧対策基地の位置（様式-3）の記載方法は、次のとおりとする。
 - 1) 配置予定（主任）技術者の位置については、配置予定（主任）技術者が主に勤務している拠点（本店、支店、営業所、作業場等）の所在地とし、位置図（概略図）を記載する。

なお、配置予定（主任）技術者を複数申請し、その勤務地が複数に分かれる場合には、本様式を複数枚作成し提出すること。（その場合、2枚目以降の応急復旧対策基地の位置については、未記入で良い。）

また、配置予定（主任）技術者の主な勤務地が、応急復旧対策基地と同じ場合には、その旨を明示し、位置図の記載は省略することが出来る。

2) 応急復旧対策基地の位置については、応急復旧対策において、作業員や資機材等の出動が可能である主な拠点（本店、支店、営業所、作業場等）を応急復旧対策基地とし、その位置図（概略図）を記載する。

また、応急復旧対策基地から本協定締結を希望する出張所までの到達距離及び到達時間を記載すること。

移動経路については、一般道や高速自動車道のどちらを利用してもかまわないが、到達時間は2時間程度を越えてはならない。

なお、本協定締結を希望する出張所は複数選択可能とするが、複数希望する場合には優先順位を記載すること。

3. 重点的に配慮すべき事項（様式－4）の記載方法は、次のとおりとする。

1) 緊急的な応急復旧対策を迅速に対応するため、応急復旧要請に備え日常的な応急復旧施工に対する検討及び予想される各種応急復旧対策内容を基に、応急復旧要請から応急復旧対策完了までに、重点的に配慮すべき事項（施工条件、施工体制、施工手順（資材調達、手法、安全対策）、その他有益な事項等）について、具体的に記載すること。

また、記載欄が不足する場合は、枚数を追加し記載すること。

なお、記載における書式については、特に指定しない。

4. 有資格技術者数等（様式－5）の記載方法は、次のとおりとする。

1) 技術者の保有数は会社全体における資格の保有人数を記載する。

なお、記載する有資格技術者が資格を有していることを証明する為に、その資格に関する**資格者証、証明書等**の写しを**1名**は添付すること。

但し、記載する配置予定（主任）技術者において、各資格を有している場合には、その分の資格者証及び証明書等の写しについて、重複して添付する必要は無く、その分の資格に関して省略することが出来る。

2) 技術者の保有人数として計上する資格等の種類については、次のとおりとする。

- ① 技術士
- ② 電気通信主任技術者
- ③ 情報配線施工技能検定
- ④ 光ファイバーケーブル工事技能認定
- ⑤ 光ファイバーケーブル管理技術者認定
- ⑥ 監理技術者資格者

3) 配置予定（主任）技術者は、建設業法第7条第2号イからハまたは第15条第2号イからハに掲げる者を記載すること。

なお、配置予定（主任）技術者の資格としては、次のとおりとする。

- ① 監理技術者資格を有する者
- ② 技術士（総合監理部門（電気電子）又は電気電子部門に限る）の資格と3年以上の実務経験を有する者
- ③ 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校等において、電気工学又は電気通信工学に関する学科等を修めた者で、卒業後3年以上の実務経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校等において、電気工学又は電気通信工学に関する学科等を修めた者で、卒業後5年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 7年以上の実務経験を有する者

また、実務経験年数については、勤務年数を実務経験年数とする。

4) 配置予定（主任）技術者の資格については、その資格に関する**資格者証、証明書等の写し**、また、**学歴と実務経験で記載する場合には、指定学科の卒業証明書等の写し**を必ず添付すること。

5) 配置予定（主任）技術者の資格番号は、様式上部の「技術者の保有数」表の番号に合わせて記載すること。

また、複数の免許等を保有する場合は、すべて記載すること。

6) 配置予定（主任）技術者が、様式-3に記載した主たる勤務地から本協定締結を希望する出張所までに到達する到達時間を記載すること。

移動経路については、一般道や高速自動車道のどちらを利用してもかまわないが、到達時間は2時間程度を越えてはならない。

なお、本協定締結を希望する出張所は複数選択可能とする。

7) 配置予定（主任）技術者の恒常的雇用関係の確認

① 申請書提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

なお、3ヶ月以上雇用関係が確認できる資料として、「**健康保険被保険者証**」の**写し**を添付すること。（なお、確認に必要な事項（氏名、生年月日、資格取得年月日、事業所所在地、事業所名称、交付年月日）以外の個人情報については消しても構いません。）

② 建設業法の恒常的雇用関係の特例（合併、営業譲渡又は会社分割等）により配置予定技術者を申請する場合は、**配置予定技術者の出向元と出向先での雇用関係がわかる資料**（契約書又は登記簿の謄本等、あるいは企業集団確認書及び出向証明書等）を添付すること。

8) 配置予定（主任）技術者の継続的雇用の確認

- ① 退社、再雇用による断続的な雇用の場合、退社前の雇用期間は継続的雇用には含まれません。なお、関連会社への出向等人事異動的な断続は継続雇用とみなします。また、定年退職後の再雇用の場合も継続雇用とみなします（ただし、1日でも雇用していない日が含まれる場合は除く）。この場合は、**継続的雇用が確認できる資料**（退職前の健康保険証等）を合わせて添付すること。

9) 配置予定（主任）技術者を記載する記載欄が不足する場合には、枚数を追加して記載すること。（その場合、2枚目以降の技術者の保有数の記載欄については、未記入で良い。）

5. 資機材等の調達（様式－6）の記載方法は、次のとおりとする。

1) 資機材の調達可能数量として計上する資機材の種類については、基本主要機材を含めて、次のとおりとする。

- ① 高所作業車
- ② 建柱車
- ③ トラック
- ④ 接続・試験車 (⑥～⑦と同等資機材)
- ⑤ 融着器 (基本主要機材)
- ⑥ パルス試験器 (基本主要機材)
- ⑦ 光ロス試験器 (基本主要機材)
- ⑧ 試験用コネクタ
- ⑨ クロージャー

2) 調達可能な資材及び機材についての調達可能数量を記載すること。

なお、基本主要機材については、必ず記載すること。

3) 調達可能な資機材の内、自社が購入し自社で管理している物を、自社保有と明記し、自社保有分の台数及び保管場所を記載すること。

4) 自社が購入し自社で管理している自社保有分については、自社が保有していることを証明する書類等（資機材の名称が分かる物品・備品の管理台帳又は保管状況写真等）の写しを添付すること。

5) 他社（リース会社所有）より調達可能な資機材で、1年間以上の契約期間による賃貸借契約（リース契約等）を締結し、自社保管または何時でも出動できる体制がある場合には、当該契約に関する契約書等（資機材の名称が分かるもの）の写しを添付し、賃貸借契約者名、賃貸借台数、保管場所等を記載の上、自社保有分として計上する。

6) 前記2)及び4)における自社保有分以外については、調達可能数量の記載のみで良い。

7) 自社が購入し自社で管理している自社保有分と他社（リース会社所有）より調達可能な自社保有分を重複して計上する場合には、自社が購入し自社で管理している自社保有分に関する事項のみ記載する。

6. 災害協定等の締結実績及び災害協定出動実績（様式－7）の記載方法は、次のとおりとする。

1) 災害協定等の締結実績（様式－7-1）は、平成24年4月1日以降に国、県又は市町村との本協定と目的が同一（緊急応急復旧対策等）な直接協定による災害協定の有無について、その内容を記載すること

なお、当該実績が確認できる協定書の写しを添付すること。

2) 災害協定等の出動実績（様式－7-2）は、平成24年4月1日以降に国、県又は市町村との本協定と目的が同一（緊急応急復旧対策）な直接協定による災害協定に基づく、元請けとして活動を行った出動実績を記載すること。

なお、災害協定に基づかないが、保守点検業務や維持工事等の災害復旧を主目的としていない工事等の内、臨時対応による災害の支援や緊急応急復旧対策等が含まれている契約において、緊急応急復旧対策の実績がある場合についても、出動実績として記載出来る。（災害協定に基づかず、かつ、臨時対応の工種も含んでいない災害復旧を主目的とした工事等は対象としない。）

また、当該出動実績が確認できる、指示書や工事契約図書等（仕様書、図面等を含む）の写しを添付すること。